

兵庫県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例

平成19年3月29日

条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する契約をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 電子計算機(ソフトウェアを含む。)その他の事務用機器等の物品の借入れに関する契約(これらに付随する保守管理に関する契約を含む。)であって、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的なもの
- (2) 経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約であって、毎年度の当初から役務の提供を受ける必要があり、複数年度にわたり契約を締結しなければ安定的な役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがあるもの

(契約期間)

第3条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、5年間を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、広域連合長が特に必要と認めた場合は、同項に定める契約期間によらないことができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年2月14日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の契約について適用し、同日前に行われた契約については、なお従前の例による。